

職員給与及び退職金規程

公益財団法人 原田積善会

(総則)

第1条 就業規則第13条に規程する職員の給与及び同規則第17条に規程する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、理事長がこれを定め、毎年1月初めに本人宛通知書を交付する。

2 基本給は、本給とする。

3 諸手当は、時間外勤務手当、特別手当等本給以外のものとする。

第3条 職員の給与の支給は、毎月15日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。

第4条 新たに採用された職員の初任給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して定める。

(賞与)

第5条 職員には、毎年6月および12月に、基本給月額の6か月分を年間の上限として、賞与を支給することができる。

(退職金)

第6条 職員の退職金は、次の算式により算出される額とする。

基本給年額/12 × 役位係数 × 在職年数（ただし、6百万円を上限とする。）

上記算式における「基本給年額」は、原則として退職時の年額とするが、その金額が既往の年額を著しく下回った時は、既往の年額とすることができる。また、「役位係数」は、事務局長1.3、事務局長代理1.2、主任1.1とする。

第7条 理事長は、退職する職員が在勤中とくに功労が顕著であったと認められるときは、理事会の承認を得て、第6条に定める支給額に対し、20%以内で功労金を支給することができる。

第8条 退職金は、職員として円満に勤務し、かつ退職または死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支払うものとする。

第9条 正規の職員にあらざる者（パート職員等）については、第6条に定める金額の5割以内の範囲で、勤務状況に応じ退職金を支給することができる。

(その他)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、平成23年1月4日から施行する。
2. 平成17年1月1日より実施の「職員給与規程」及び平成21年12月9日より実施の「役職員等退職手当規程」は廃止する。
3. この規定の一部改訂は、平成27年1月1日から施行する。